

例祭日 九月十五日

會計法適用 明治四十二年二月十九日
指定年月日 告示第九十號

神饌幣帛料供進 明治四十年七月廿六日
指定年月日 告示第三百廿號
氏子戸數 二千五百十四戸
崇敬者員數 未詳

○長崎縣對馬國下縣郡鷄知村

郷社

住吉神社

祭神 豐玉姬命 彥波瀲武鸕鷀草葺不合命 玉依姬命

延喜式に、對馬島下縣郡住吉神社名神大とあるは即ち此社なり、傳へいふ、息長帶姫韓國より歸りまし、時、始めて之を紫瀬戸に祭りたまひしを、後今の地に遷し、なりと、神名帳考證に「住吉神社」名神、與良郷鴨居瀬村、紫瀬戸にあり、今は同郷鷄知村白江山にあり、表筒男、中筒男、底筒男とあり、神社數錄には「住吉は須美乃江と訓べし、祭三筒男神、與良郷鷄知村に在す、式三」名神祭二百八十五座、中筒男、對馬島住吉神社一座と云ひ、頭注に、和名鈔鷄知郷ありと載せ、次に「神位、續日本後紀、承和四年二月戊戌、對馬島下縣郡無位住吉神奉、授從五位、三代實錄、貞觀元年正月廿七日甲申、奉、授對馬島從五位下住吉神從五位上、同十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上住吉神正五位下、元慶三年五月廿一日甲戌、對馬島正五位下住吉神從四位下」と見え、神祇志料に「住吉神社、今與良郷鷄知村白江山に在り、底筒男、中筒男、表筒男神を祭る、傳へ云ふ、昔息長帶姫命、韓國より飯り坐時、始めて此を紫瀬戸に祭る、後之を今地に遷す」と擧げ、次に承和貞觀元慶年度の叙

位を述べたる後、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、凡九月十三日祭を行ふとあり、又地名辭書に「住吉神社、今鷄知村白江山に在り、相傳ふ、神功皇后韓國より飯坐の時、始めて之を紫瀬戸に祭る、後之を今地に移す」と云ひ、尙ほ鷄知郷の條下に「本州の掾官阿比留氏は、中世鷄知村に住したり、龍泉寺の南隣を其邸址とす、抑大掾阿比留平太郎國信の祖比伊國津は、蘇我宿禰の裔、上總國群蘇郡の人なりしが、弘仁中國津の子行兼當國に任せられ、子孫遂に在廳官と爲る、寛元三年、在廳官阿比留國信太宰府の命に従はざりければ、宗知宗府の軍兵を發し來討し、國信を與良郷に擊破し之を殺す、阿比留氏の裔住吉社の神主に任ず、領高二間零四十四分七厘八毛八(紀事)と云へり、又仙臺稿上卷に「後船未至意如何、暫掩蒲帆傍岸阿、倒嶺橫峯皆改觀、亂餘松少亂前開、初三日暫泊、住吉待、後船」とあり、太宰管内志に「延喜式に、下縣郡住吉神社あり、住吉は須美乃衣とよむべし」と見ゆ、又八幡本紀に云く「神功皇后府中より御船を出し賜ひて、恙なく與良郷の瀬戸に著き給ひて、彼瀬戸の西岸にして神を祭り給ふ、此故に、此處に住吉大神の社を祝ふ、後世に至つて與良郷の東雞知村に住吉神社を建立し、瀬戸の社の神體の鏡を移せり、神名帳に住吉神社とある是なり、瀬戸にも猶小社を存して古跡をとむ、式の考證に云く「下縣郡住吉神社は、與良郷鴨居瀬村、紫瀬戸にありしを、今は同郷雞知村白江山にあり、玉勝間に「下縣郡住吉神社は、與良郷雞知村にあり、神階從四位上、地圖に、下縣郡住吉神社は、祭神彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊也、與良郷雞知村にあり、書紀の通證に、谷川氏云、對馬島下縣郡住吉神社和多郡美神社、此社司今尙稱阿曇氏なども見えたり、祭祀等の事はいはず」と云ひ、尙脚注に「紫の瀬戸の事は委く鴨居の件に辨ふべし、さて雞知村は後にも擧げたる如く、舊の住吉の地より一里餘も南にありて、聊海をへだて、地は府中の方につゞけり、さて地圖を按ずるに、此雞知村の邊に白江山と云ふは見えず、是より一里計西の方に白岳と云ふ山ありて、加志岳の北にならべり、是などによ、さて